

水産基本計画骨子 (案)

平成24年2月

目 次

第1 <u>水産に関する施策についての基本的な方針</u>	1
1 東日本大震災からの復興	1
(1) 復興への取組推進	1
(2) 沿岸漁業・地域の復興	1
(3) 沖合・遠洋漁業と水産基地の復興	2
2 我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用	2
3 「安全・安心」など消費者ニーズに即した水産物の供給	3
4 安全で活力ある漁村づくり	3
第2 <u>水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策</u>	4
1 東日本大震災からの復興	4
(1) 復興の実現に向けた施策とその着実な実施	4
ア 漁港	
イ 漁場・資源	
ウ 漁船	
エ 養殖・栽培漁業	
オ 水産加工・流通	
カ 漁業経営	
キ 漁協	
ク 漁村	
(2) 原子力発電事故の影響の克服	7
ア 水産物の放射性物質調査の徹底と風評の払拭	
イ 操業を自粛している水域における操業の再開に向けた支援	
2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化	7
(1) 我が国排他的経済水域の資源管理の強化	7
ア 資源管理指針・計画による資源管理の推進	

イ	種苗放流による資源造成の推進	
ウ	遊漁者の資源管理に対する取組の推進	
エ	漁業許可制度をはじめとする資源管理制度の適切な運用	
オ	資源管理のルールへの遵守を担保する仕組みの推進	
(2)	国際的な資源管理の推進	8
ア	我が国周辺国との資源管理の推進	
イ	公海等資源管理の推進と我が国漁業の海外漁場の確保	
(3)	資源に関する調査研究の充実	9
(4)	環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立	9
ア	漁場改善計画の着実な実行、人工種苗への転換の推進	
イ	赤潮対策等の実施	
(5)	多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保	9
ア	水産資源を育成する藻場・干潟等の適切な管理	
イ	漂流・漂着物対策の実施	
ウ	大型クラゲ等による漁業被害防止対策の推進	
エ	生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進	
3	意欲ある漁業者の経営安定の実現	10
(1)	資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定	10
(2)	漁業保険制度の適切な運営	11
4	多様な経営発展による活力ある生産構造の確立	11
(1)	漁業経営の体質強化	11
(2)	6次産業化の推進	12
(3)	融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施	12
(4)	担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進	12
ア	担い手の確保	
イ	人材の育成	
ウ	女性の参画の促進	
5	漁船漁業の安全対策の強化	13
6	加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現	13
(1)	消費者への情報提供の充実	13
(2)	魚食普及の推進	13
(3)	水産物流通の品質・衛生管理対策の推進	13

ア	漁港における品質・衛生管理対策の推進	
イ	水産加工業等におけるHACCP手法の導入の促進	
ウ	安全・安心な養殖生産物の供給	
(4)	多様な流通ルートの構築	14
(5)	水産加工による付加価値の向上と販路拡大	14
(6)	加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保	14
(7)	水産物の輸出促進	14
ア	海外への正確な情報提供	
イ	相手国の衛生基準への適合と差別化の推進	
7	安全で活力ある漁村づくり	15
(1)	漁業地域の防災機能・減災対策の強化	15
(2)	水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化	15
ア	漁港機能の保全対策	
イ	漁港・漁村における再生可能エネルギーの活用	
(3)	地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮	16
ア	都市住民等との交流等による漁村の活力の増進	
イ	漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進	
ウ	多面的機能の発揮の促進	
8	水産業を支える調査・研究、技術開発の充実	16
(1)	水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及	16
(2)	海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究の着実な実施	16
9	水産関係団体の再編整備等	17
(1)	漁業協同組合系統の再編整備	17
(2)	漁業保険団体の事業基盤の強化	17
<u>第3 水産物の自給率目標について</u>		17
1	自給率目標の達成に向けたこれまでの取組の検証	
(1)	魚介類	17
(2)	海藻類	17
2	自給率目標の考え方	18

3	漁業生産及び水産物消費に関する課題	18
(1)	漁業生産に関する課題	18
(2)	水産物消費に関する課題	19
4	自給率目標の基礎となる生産及び消費の目標の考え方	19
(1)	魚介類	19
(2)	海藻類	20
5	平成34年度の自給率目標	20

第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

		21
1	東日本大震災の経験を踏まえた施策の展開	21
2	関係省庁の連携による施策の効率的な推進	21
3	現場のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開	21
4	事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進	21
5	財政措置の効率的かつ重点的な運用	21

第1 水産に関する施策についての基本的な方針

1. 東日本大震災からの復興

(1) 復興への取組推進

- ・ 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域は、全国屈指の豊かな漁場に恵まれ、全国の水産物供給において大きな役割を果たすとともに、他の地域の水産業も支える様々な機能を果たすなど、我が国水産業において重要な位置付け。
- ・ 被災地域の水産業の早期復興を図ることは、地域経済や生活基盤の復興に直結するだけでなく、国民に対する水産物の安定供給を確保する上でも極めて重要な課題。
- ・ 一刻も早い生業の再開に向けて、被災地域で営まれている多様な漁業の特色や被災状況に応じ、また、流通・加工を始めとする関連分野との一体的な再建を目指し、新たな食料供給地域として再生するため、本格的な復興への取組を推進。
- ・ その際には、以下の基本理念に基づき取組を推進。
 - ① 地元の意向を踏まえて復興を推進する
 - ② 被災地域における水産資源をフル活用する
 - ③ 消費者への安全な水産物の安定的な供給を確保する
 - ④ 漁期等に応じた適切な対応を行う
 - ⑤ 単なる原状復旧にとどまらない新たな復興の姿を目指す
- ・ 原子力発電所事故により発生した原子力災害による我が国水産物への被害はなお終息せず、信認を毀損している状況を踏まえ、被害の克服に向けて、正面から対策に取組。

(2) 沿岸漁業・地域の復興

- ・ 漁業コミュニティにおける生業を核として、多様かつ新鮮な水産物を供給している沿岸漁業については、小規模な漁業者が多く、個別経営としての復興には課題が多い場合もあることから、漁業者による共同事業化や漁協による子会社の設立により、漁船・漁具等の生産基盤の共同化や集約化を推進。
- ・ 地元内外の民間企業の資本、技術、ノウハウのより積極的な導入や、地元特産魚種を活かした6次産業化を視野に入れた流通体制の復興を推進。
- ・ 沿岸漁業の基盤である漁港については、住民の生産・生活の場を形成していることから、地方公共団体や地域住民の意見を十分に踏まえ、周辺漁

港との機能の集約・役割分担等の検討を行い、復旧・復興事業の必要の高い漁港から事業に着手。

- ・ 未曾有の大地震による漁場や資源への被害に対し、科学的知見も活用しながら漁場や資源を回復。

(3) 沖合・遠洋漁業と水産基地の復興

- ・ 沖合・遠洋漁業は水揚げ量や市場の取扱量が多いだけでなく、関連産業の裾野も広いことから、漁船・船団の近代化・合理化による漁業の構造改革に加え、漁業生産と一体的な流通加工業の効率化・高度化を推進。
- ・ 沖合・遠洋漁業の基盤となる拠点漁港については、基地港であると同時に、他地域の漁船により水揚げされた水産物や周辺の漁港からの水産物が集積される拠点漁港でもあり、市場や水産加工場等も有し、水産物の全国流通に大きな役割を果たしていることから、一刻も早く漁業が再開されるよう、復旧・復興事業を実施するとともに、更なる流通機能・防災機能の高度化等を推進。

2 我が国周辺水域を中心とする水産資源のフル活用

- ・ 我が国周辺海域は、世界有数の漁場であり、そこに生息する水産資源は、適正な資源管理を行うことにより将来にわたり国民への安定供給が可能な食料資源。
- ・ しかしながら、現状は、
 - ① 我が国周辺の水産資源の状況は、全体として近年おおむね安定的に推移しているものの低位にとどまっているものや悪化しているものもある
 - ② 沿岸漁業は、高齢化が進展。65歳以上の就業者が4割近くに増加
 - ③ 沖合・遠洋漁業に用いられる漁船は、高船齢化が進行し、その更新が進んでいないという状況にあり、今後、水産物を生産する力が急速に減退していくおそれ。
- ・ 世界最大の食料純輸入国である我が国にとって、我が国周辺の「身近な自然の恵み」を供給し、国民が利用することにより、将来にわたり水産物の自給力を維持・強化することが不可欠。
- ・ このためには、
 - ① 平成23年度に導入した、資源管理指針と資源管理計画に基づく新たな資源管理体制の下で資源管理を強化し、長期的な漁獲の安定・増大を図

- ることと併せて、
- ② 資源管理・漁業所得補償対策によって、漁業経営における収入と費用を安定させることにより、各漁業者が体質強化に取り組むための足場を固めるとともに、
 - ③ さらに、固めた足場に立って、収入の増大、費用の低減等の取組を推進し、漁業経営の収益性の向上を図ることにより、多様な経営発展を推進。また、並行して、若い世代の参入を促進。

3. 「安全・安心」など消費者ニーズに即した水産物の供給

- ・ 近年、食の簡便化等生活スタイルの変化を背景として、若年層を中心に、「魚離れ」が進行。水産物需要の減退が我が国の水産物の生産力の減退を助長。
- ・ 一方、食生活における「安全・安心」、「品質」に対する消費者の関心が極めて高くなっているところ。
- ・ このため、水産物の利用を拡大するためには、
 - ① 安全・安心で高品質な水産物の提供、食の簡便化に対応した水産物の提供など、消費者ニーズに即した水産物の生産・流通体制への転換の推進とともに、
 - ② 水産物流通について、ルートが多様化、産地市場の活性化・効率化を促進することによる消費者と生産者の「顔の見える関係づくり」の強化推進
 - ③ 水産物の栄養の特性を含めた確かな情報提供を行うことによる消費者の水産物に対する理解と信頼の確保が重要。
- ・ 水産物輸出は、水産物の単なる需要先のみならず、国内供給量を調整し、国内価格を安定させる観点からも重要。我が国の水産物の輸出先となっている諸外国においては、衛生証明を求める国が増加するなど、安全等に対する要求が高まっている状況。
- ・ このため、輸出促進のためにも、水産物の品質管理の高度化と的確な情報提供を行っていくことが重要。

4 安全で活力ある漁村づくり

- ・ 我が国には、漁業者をはじめとする住民の生活の場として、全国に6千

余の漁業集落が形成され、まとまりをもった漁業地域を形成。しかしながら、これら漁村の多くは、自然災害に対して脆弱な地形に立地しているほか、生活環境整備が立ち後れ、人口減少・高齢化が進行。

- ・ 一方、漁村には、美しい景観、魅力的な産物・行事、風力等再生可能エネルギーなどの地域資源が存在。これらは、国民の余暇活動の充実や多様なライフスタイルの実現とともに、交流を通じた水産業・漁村についての国民の理解の増進、漁村内における所得の向上や雇用確保に寄与。
- ・ また、漁村に人が住み漁業が行われることにより国境監視による国民の生命財産保全などの様々な多面的機能も発揮
- ・ このような漁村地域のもつ優れた特性を活かして、希望を持って定住できる漁村地域を実現していくことが重要。
- ・ このため、
 - ① 水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上を図りつつ漁業地域の防災機能・減災対策を強化することにより、機能的で災害に強い安全な漁業地域づくりを進めるとともに、
 - ② 水産業・漁村が有する多面的機能が将来にわたり発揮されるよう取組。

第2 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 東日本大震災からの復興

(1) 復興の実現に向けた施策とその着実な実施

ア 漁港

- ・ 漁港間で機能集約と役割分担の取組を図りつつ、地域一体として必要な機能を早期に確保。
- ・ 全国的な拠点漁港及び地域水産業の拠点となる漁港については、平成25年度末までに漁港施設等の復旧に目途。一部被害が甚大な漁港については、同時期までに一定の係留機能等の確保、平成27年度末までに漁港施設等の復旧に目途。
- ・ その他の漁港については、漁船の係留場所の確保など必要性の高い機能から必要な施設を選定し、平成27年度までに漁港施設等の復旧に目途。

イ 漁場・資源

- ・ 早期に漁業再開が可能な漁場などを優先して、がれき撤去を推進。

- ・ より広域の漁場においても、大型の漂流物・堆積物の回収処理等を推進。
- ・ 被災した漁場環境の調査、消波堤、魚礁等の漁場施設の整備、藻場・干潟等の整備を推進。
- ・ がれき撤去は、平成24年度末まで、広範囲な漁場において、大型の漂流物・堆積物の回収処理、操業中に回収されたがれきの処理を推進。漂流物等の分布状況に応じて、平成25年度においても実施。
- ・ 漁場環境調査は、平成24年度末まで実施。
- ・ 漁場施設等の整備は、平成25年度末までに消波堤等の復旧に目途。平成27年度末までに、魚礁、藻場・干潟等の整備を推進。

ウ 漁船

- ・ 漁船勢力の再建に当たっては、適切な資源管理と漁業経営の中長期的な安定の実現を視野に入れながら、省エネ・省コスト・協業化等の実証試験をベースとして漁船・船団の近代化・合理化を促進。
- ・ 共同利用漁船の導入を引き続き推進するとともに、漁業生産組合制度も活用しながら、経営の一層の効率化を促進。
- ・ 漁船の隻数については、平成25年度末までに少なくとも1万2千隻まで回復を図る。
- ・ 大型定置網については、平成24年度末までに、操業再開希望者全員が整備に目途。

エ 養殖・栽培漁業

- ・ 生産性・収益性の高い養殖経営体の育成に向けて、収入が得られるまでに一定期間を要する養殖経営の特性を踏まえた対策等や養殖施設等の再整備を通じて、経営の共同化・協業化・法人化等を推進。
- ・ サケ・マス等の種苗生産・放流体制を再構築。
- ・ 養殖施設については、平成24年度末までに、養殖再開希望者全員が整備に目途。
- ・ サケ・マス、ヒラメ、アワビ、ウニ類等の栽培漁業対象種の放流種苗については、平成27年度末までに、被災前の生産水準への回復を目指す。

オ 水産加工・流通

- ・ 仮設施設や共同利用施設の整備等による水産加工・流通の早期復旧を推進。
- ・ 本格復興に当たっては、地域のインフラの復旧状況や地域の特徴等に応じて、

- ① 地元自治体による地盤の整備と水産関連事業の再編立地を組み合わせ
て水産加工・流通業の集積化・団地化
 - ② 水産加工業・製氷業・冷凍冷蔵庫業等の水産関連産業と漁業者団体と
の連携・協力による地域水産業の一体的再生に資する施設整備、
 - ③ 事業協同組合の設立等を通じた新たな共同利用施設の整備などを推
進。
- ・ 全国的な水産物の生産・流通拠点漁港の産地市場については、新たな買
参人の参入促進等による取引の活性化、品質・衛生管理体制の向上等によ
る流通機能の強化・高度化を推進。
 - ・ 地域水産業の生産・流通の拠点となる漁港の産地市場については、漁港
の機能集約・分担に伴う取扱量の増加も念頭に市場機能の強化等を推進。

カ 漁業経営

- ・ 被災地域の若手漁業者や漁家子弟が漁業再開までの間、漁業に携わって
いく機会の提供を推進
- ・ 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化、地域営漁
組織化、加工・流通業との連携等を促進。
- ・ 省エネ・省コスト・協業化等の実証成果をベースに漁船・船団の近代化
・合理化を促進。
- ・ 漁船等の取得等に必要な資金の実質無利子、無担保・無保証人での貸付
けを推進するとともに、既往債務の負担軽減のため、借換資金（負債整理
資金）の活用を推進。
- ・ 地元漁業者と技術・ノウハウや資本を有する民間企業との連携に向けた
仲介・マッチングを推進。必要な地域では地元漁業者が主体となった法人
が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組み等を活用。

キ 漁協

- ・ 漁協系統組織が引き続き地域の漁業を支える役割を果たせるよう組織・
事業の再編整備を目指す漁協に対して支援。
- ・ 信漁連等の健全性の確保のためJFマリンバンク支援協会や農水産業協同
組合貯金保険機構が所要の資本注入を行い、金融機能維持・強化。

ク 漁村

- ・ 漁業・漁港に関する復興の方針や自治体による土地利用方針等を踏ま
え、災害に強い漁村づくりを推進。具体的には、次のような取組を推進し
漁村の態様や復興状況に応じた最善の防災力を確保。

- ① 海岸堤防や避難施設の整備
- ② 防災避難訓練、ハザードマップ更新等のソフト対策の促進

(2) 原子力発電所事故の影響の克服

- ア 水産物の放射性物質調査の徹底による安全な水産物の供給と風評の払拭
- ・ 安全な水産物を供給していくため、関係県や団体と連携して水産物に含まれる放射性物質が通常レベルに戻るまでの間、水産物における放射性物質調査を継続。
 - ・ 調査結果に基づいて必要に応じ出荷制限や操業の自粛措置を実施。
 - ・ 国内外で生じている水産物の安全性に係る不安の解消が水産業復興に当たっての重要な課題であることから、調査結果を速やかに、かつ、分かりやすく公表。
 - ・ また、原発事故を踏まえ、東日本太平洋において漁獲された生鮮水産物について設定した7つの水域区分による原産地表示の実施を促進。
 - ・ 各国が科学的な根拠に基づき冷静な対応をとるよう働きかけを推進するとともに、相手国が求める安全証明等を引き続き円滑に発行。
- イ 操業を自粛している水域における操業の再開に向けた支援
- ・ 漁業者によるがれき撤去の取組を支援。
 - ・ 操業を自粛している海域の中でも放射性物質の検出値が低い海域や値の低い魚種に限定した操業再開の可能性を検討するため、放射性物質調査を集中的に実施。
 - ・ 操業が再開される際には、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建を支援。

2 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化

(1) 我が国排他的経済水域の資源管理の強化

- ア 資源管理指針・計画による資源管理の推進
- ・ 平成23年度より導入された資源管理・漁業所得補償対策は、国及び都道府県が策定する「資源管理指針」に基づき漁業者（団体）が自ら取り組む資源管理措置について記載した「資源管理計画」を作成しこれを確実に実施することが基本。この資源管理指針・資源管理計画による新たな資源管理体制の下、行政、研究機関及び漁業者が一体となり、基本的に全ての漁業者の参画を得て、全国的に資源管理を推進。

- ・ 資源状態に応じた柔軟かつ機動的な資源管理が行えるよう、科学的知見に基づき有効な資源管理措置を検討し、関係者が取組内容の見直しを行う仕組みの構築を推進。

イ 種苗放流による資源造成の推進

- ・ 海域栽培漁業推進協議会での連携調整による広域種の放流を推進。
- ・ 親魚を取り残し、その親魚が卵を産むことにより再生産を確保する「資源造成型栽培漁業」の取組の強化を推進。
- ・ 集中的な放流、放流種の重点化、共同種苗生産の実施等による放流事業の効率的・効果的な実施の推進。

ウ 遊漁者の資源管理に対する取組の推進

- ・ 漁業者が自主的に取り組む採捕制限等の資源管理措置に対する遊漁者の理解を深めるとともに、遊漁者にもその役割を果たしてもらえよう環境づくりを推進。

エ 漁業許可制度をはじめとする資源管理制度の適切な運用

- ・ 漁業権制度及び漁業許可制度の運用やT A C（漁獲可能量）の適切な管理により、漁業活動を適正な水準に管理。
- ・ T A C魚種の拡大については引き続き検討。地域において実施体制が整った場合には、I Q（個別割当）についても利用を推進。

オ 資源管理のルール遵守を担保する仕組みの推進

- ・ 関係省庁との連携強化等による違反操業の効率的な監視・取締りの実施。我が国排他的経済水域に入漁する外国漁船の違法操業の監視・取締りの強化。
- ・ 資源管理・漁業所得補償対策における取組の履行状況確認等を通じた担保措置の実施と資源管理意識の更なる向上。
- ・ 漁業調整の円滑化を図るため、資源状況に関する科学的な知見を基礎として、必要に応じて当事者間の話合いの場の設定の斡旋や話合いの仲介を行うことにより、沿岸漁業者と沖合漁業者等漁業者間の相互理解や協議を促進。

(2) 国際的な資源管理の推進

ア 我が国周辺国との資源管理の推進

- ・ 周辺諸国間での水産資源管理のより一層の推進
 - ① 我が国漁船の操業機会の確保を図りつつ、国別の適切な漁獲割当量・許可隻数等の制限条件の遵守を徹底
 - ② 締約国が共同で資源管理することとされている水域（日韓暫定水域、日中暫定措置水域等）については、それぞれの状況を踏まえつつ、漁業

共同委員会その他の政府間協議等を通じた関係国の協力に基づき、適切な資源管理を推進

イ 公海等資源管理の推進と我が国漁業の海外漁場の確保

- ・ 各地域漁業管理機関において、我が国のリーダーシップによる科学的根拠に基づく議論等を通じ、以下に努力。
 - ① 操業データや生物学的データの収集強化・質的向上、収集したデータに基づく資源評価の精度向上
 - ② TACに基づく国別漁獲割当や漁獲努力量規制を基本とし、違法操業を誘発する過剰漁獲能力の削減等
 - ③ トレーサビリティの強化（メバチやキハダ等）に向けた積極的働きかけ、各地域漁業管理機関の遵守委員会の強化等
- ・ 二国間の漁業協力等を通じ、海外漁場の確保及び国際資源管理を推進。
- ・ 鯨類の科学的根拠に基づく持続的利用の実現に向け、我が国の立場に対する国際的な理解の拡大に引き続き取組。

(3) 資源に関する調査研究の充実

- ・ 漁獲データの効率的かつ迅速な収集体制を構築
- ・ 国と都道府県による海洋観測データ等の収集体制を維持
- ・ データ不足を補完できる新たな手法を開発
- ・ 太平洋クロマグロ等の重要魚種の調査を強化
- ・ 外国政府・国際機関との共同研究等を推進

(4) 環境負荷の少ない持続的な養殖業の確立

ア 漁場改善計画の着実な実行、人工種苗への転換の推進

- ・ 平成23年度より導入された資源管理・漁業所得補償対策は、養殖業については、漁協等が策定する「漁場改善計画」において、効果的な漁場環境改善の手段として「適正養殖可能数量」を設定し、遵守することが基本。これにより、漁場環境の改善を一層推進。
- ・ 養殖種苗の天然種苗から人工種苗への転換を促進。

イ 赤潮対策等の実施

- ・ 海洋環境の変動による新奇赤潮の発生機構等の研究解明、赤潮等による漁業被害防止等対策の研究開発を推進。
- ・ 貧酸素水塊の発生機構解明、自動観測ブイによる連続観測技術の開発を推進。

(5) 多様な海洋生物の共存下での漁業の発展の確保

- ア 水産資源を育成する藻場・干潟等の適切な管理
 - ・ 漁場の生物相の変化等に対応して管理や整備事業のあり方を適切に見直していくいわゆる「順応的管理手法」を導入した水産環境整備の推進。
 - ・ 藻場・干潟の造成・保全と併せた食害対策等による磯焼け対策の推進。
 - ・ 漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟・森林などの保全活動の推進。
 - ・ 必要な栄養塩を供給する水質レベルを維持・管理する手法・手段の開発等の推進。
 - ・ 資源管理と一体となった沖合漁場整備の推進。
- イ 漂流・漂着物対策の実施
 - ・ 漁業者等による漁場における漂流・漂着物の回収・処理等の推進。
 - ・ 漁業由来の発生源対策として、漁業資材の適正な保管・処分、リサイクル技術の開発・普及。
- ウ 大型クラゲ等による漁業被害防止対策の推進
 - ・ 大型クラゲ、トド等の出現に対応した被害防止対策として、以下の取組を総合的に実施。
 - ① 出現状況の調査、情報提供
 - ② 洋上駆除の実施
 - ③ 改良漁具等の導入
 - ④ 大型クラゲの国際共同調査の推進等
 - ・ カワウ・外来魚に対する防除対策の推進。
- エ 生物多様性に配慮した海洋生物資源の保存・管理の推進
 - ・ 生物多様性に配慮しつつ持続可能な漁業を推進。
 - ① 混獲の影響評価や混獲回避技術の向上・普及
 - ② サメ類のトレーサビリティの強化や種別の管理措置による持続的利用の推進
 - ③ 資源の保存管理の手法の一つとして必要な海洋保護区の設定を適切に推進

3 意欲ある漁業者の経営安定の実現

(1) 資源管理・漁業所得補償対策による漁業経営の安定

- ・ 国民への水産物の安定供給を図るため、計画的に資源管理に取り組む漁業者や漁場改善に取り組む養殖業者を対象に漁業共済の仕組みを活用して減収を補填する資源管理・収入安定対策を講じ、コスト対策を組み合わせ、総合的な所得補償制度を構築。

- ・ 資源管理・収入安定対策については、実施状況についての分かりやすい情報提供や、ベースとなる漁業共済制度の適切な運用により、加入を促進し、資源管理・収入安定対策の普及・定着を推進し、資源管理に取り組む漁業者や漁場改善に取り組む養殖業者の収入の安定を確保。
- ・ コスト対策については、漁業用燃油・養殖用配合飼料の価格高騰対策を適切に実施。
- ・ なお、資源管理・漁業所得補償対策に加入して漁業・養殖業を営む者は、資源管理や漁場改善に積極的に取り組み、かつ、収入や費用の変動等といった経営上の課題の解決のために拠出を行っている者であり、経営発展に取り組む意欲ある者に該当。
- ・ このような者が環境の厳しさに適応して経営発展を果たしつつ、将来においても漁業生産を担うことは、水産基本法に規定された効率的かつ安定的な漁業経営の育成の理念にも合致するもの。
- ・ このような観点から10年後（平成34年度）を目途に、経営として漁業を行う者の大宗（我が国漁業生産額の概ね9割に相当）が資源管理・漁業所得補償対策に加入しつつ、それぞれの経営に合った施策を活用する等により、より収益性の高い漁業経営を実現することを施策の目標に設定。

（2） 漁業保険制度の適切な運営

- ・ 漁船保険制度及び漁業共済制度については、国による再保険の適切な運用等を通じて安定的な運営を確保。

4 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立

（1） 漁業経営の体質強化

- ・ 我が国周辺水域を中心とする水産資源をフル活用できる体制の整備・維持を念頭に健全な漁業経営を構築
- ・ 漁業改革推進集中プロジェクトを推進すること等により、
 - ① 漁船漁業における収益性重視の操業・生産体制の導入を促進し、収益性の高い漁業を育成。
 - ② 養殖における魚種の多様化や収益性を重視した養殖生産体制の導入を促進し、収益性の高い養殖業を育成
- ・ 資源状況に対して漁獲能力が過大となった場合に、減船による生産体制の再編を支援することにより、残存漁業者の収益性の向上を促進。

(2) 6次産業化の推進

- ・ 漁業者の手取り向上、漁村での雇用確保を目指して、以下のような取組を推進。
 - ① 漁業者（漁協）自らによる加工・販売
 - ② 食品産業等、他産業と連携した新商品の開発、販売拡大の取組
 - ③ 未利用水産資源を活用した新事業の創出
 - ④ 漁村地域において6次産業化を根付かせるための計画づくりや施設整備等の支援

(3) 融資・信用保証等の経営支援施策の的確な実施

- ・ 意欲ある漁業者が融資を利用しやすくするとともに、多様な経営発展を金融面から支援するため、
 - ① 利子補給等による資金借入れの際の負担軽減
 - ② 無保証人・担保限定融資に対する信用保証を推進。

(4) 担い手の確保・人材育成と女性の参画の促進

ア 担い手の確保

- ・ 漁業への就業情報の提供や現場研修の実施による漁業未経験者の新規就業の促進により、将来の担い手の参入を促進。
- ・ 被災地域の若手漁業者に対し漁業関係の雇用をつなぎ止める施策を実施する等により、将来の担い手を確保。
- ・ 一定水準の待遇条件の確保と安全な職場環境の構築により、漁業を就業先として魅力あるものに整備。

イ 人材の育成

- ・ 実践的な専門教育により指導的役割を果たす人材育成を行う水産大学校、水産に関する課程を備えた大学や水産高校等における教育を通じ水産業及びその関連分野に人材を供給。
- ・ 講習等の実施による漁船員の機関士をはじめとする海技士等の資格取得を促進。
- ・ 漁村地域のリーダー（漁業士、漁協青壮年部等）の育成とそれらのリーダーシップによる意欲的な取組を推進。
- ・ 普及指導員による先進的な担い手への相談・支援を推進。

ウ 女性の参画の促進

- ・ 政府の男女共同参画に関する目標の達成に向け、女性役員の登用についての自主的な目標設定及びその達成に向けた普及啓発等の漁協系統におけ

る取組を推進。

- ・ 漁獲物の加工・販売や漁村コミュニティにおける様々な活動の中心となって取り組む漁村女性の活動を促進。

5 漁船漁業の安全対策の強化

- ・ 転覆、沈没事故の多いまき網漁業や底びき網漁業等について、漁船の復原性を向上させるなどの安全性を高める取組を推進。
- ・ 気象・海象に応じた的確な出港判断、適切な操船等を通じて海難事故を未然に防ぐため、安全操業に関する普及啓発活動を推進。
- ・ 事故発生時の被害を少なくするため、ライフジャケットの着用を推進する取組を強化。

6 加工・流通業の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現

(1) 消費者への情報提供の充実

- ・ 水産物の名称や産地等に関する適切な表示の実施について周知・啓発を推進。
- ・ 生産から消費までの水産物フードシステム全体としての品質・衛生管理体制の確保のため、水産物流通の実態に応じた情報システムの構築に向けた取組を推進。

(2) 魚食普及の推進

- ・ 水産物の優れた栄養特性やバランスの優れた日本型食生活について、的確な情報の幅広い提供を推進。
- ・ 学校給食における魚食の取組を推進。
- ・ 魚食普及を推進する民間事業者の活動との連携を推進。

(3) 水産物流通の品質・衛生管理対策の推進

ア 漁港における品質・衛生管理対策の推進

- ・ 水産物流通の拠点漁港の衛生管理対策を推進するとともに当該漁港に水産物を集約すること等により、地域水産物の付加価値向上を推進。
- ・ 全国の陸揚量のうち約3割を占める特定第3種漁港（13漁港）については、輸出への対応も念頭においた衛生管理対策を積極的に推進。

イ 水産加工業等におけるHACCP手法の導入の促進

- ・ 水産加工業等へのHACCP手法のガイドラインの作成、講習会の開催等を通じた、衛生管理手法の高度化の促進により、HACCP施設認定等を推進。
- ・ HACCP手法を導入する民間事業者がメリットを感じることができるような消費者との関係を構築。

ウ 安全・安心な養殖生産物の供給

- ・ 消費者に信頼される養殖生産物を提供できるような生産手法の指導の徹底。
- ・ 安全・安心な養殖生産物であることを消費者に情報開示するための生産履歴等の記録の推進。

(4) 多様な流通ルートの構築

- ・ 漁業者・漁協・産地買受人による直接取引や新たなルート開拓による取引の選択肢の拡大を推進。
- ・ 産地市場における買参権緩和による買受人の新規参入等を促進し、取引を活性化。
- ・ 産地市場の統合や合理化（省力化やネットワーク化）の推進。

(5) 水産加工による付加価値の向上と販路拡大

- ・ 食の簡便化志向に対応した調理に手間のかからない水産加工品をはじめとする新商品開発や販路開拓をサポートする6次産業化、農商工連携等の施策を積極的に実施。
- ・ 水産加工業者が、自らの顧客ニーズを見極め、創意工夫を発揮してビジネス展開することを通じて、「食」に対する消費者の信頼向上を目指す取組を推進

(6) 加工・流通機能の発揮による適切な需給バランスの確保

- ・ 冷凍・冷蔵施設の整備等による加工原料の確保を支援。
- ・ 水揚げ集中時に、市場における需給バランスが急激に変動する場合に、漁業者団体が水産物を買取り、漁期外に放出して供給を平準化。

(7) 水産物の輸出促進

ア 海外への正確な情報提供

原子力発電所事故を踏まえ、我が国の水産物の安全性等について海外への正確な情報の提供・各国への働きかけを推進するとともに、相手国が求める安全証明書等を引き続き円滑に発行。

イ 相手国の衛生基準への適合と差別化の推進

- ・ 輸出に際し諸外国から求められる衛生証明書（漁船衛生証明含む）の発行や加工施設の登録業務を円滑に行うとともに、水産加工業者等が相手国の衛生基準（HACCP等）に対応できるよう支援。
- ・ 円高の状況においても輸出を拡大できるよう、商品の「差別化」を図る一方で、カツオ等の加工原料についてはコストの低減等により競争力の維持・向上を促進。

7 安全で活力ある漁村づくり

（1）漁業地域の防災機能・減災対策の強化

- ・ 東日本大震災を踏まえ、被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、地域特性を踏まえた、ハード・ソフトの施策の組み合わせによる「災害に強い漁業地域づくり」を推進。
- ・ 漁港施設や海岸保全施設については、津波が来襲した場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の整備を推進。
- ・ 産地市場前面の陸揚げ岸壁については、災害発生後速やかに水揚げが再開できるよう耐震化を推進。
- ・ 災害発生時において、地域住民・就労者・来訪者の安全を確保するため、避難路や避難施設の整備を推進。
- ・ 最大クラスの巨大な地震・津波を想定し、「災害に強い漁業地域づくりガイドライン」等を見直し、普及・啓発。
- ・ これらのハード・ソフト対策等の支援を通じ、防災機能・減災対策の強化に関する漁業地域の取組を促進。

（2）水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の保全・強化

ア 漁港機能の保全対策

- ・ 漁港の既存ストックの機能を適切に保全しつつ長寿命化を図り有効活用するため、ライフサイクルコストを考慮した機能保全計画策定を促進し、それに基づき補修、改修を実施。
- ・ また、漁港施設の更新の際には、機能の集約・強化を併せて推進。

イ 漁港・漁村における再生可能エネルギーの活用

- ・ 漁港・漁村におけるエネルギーコストの縮減及び温室効果ガス排出量削減に資するよう漁港での再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進。

(3) 地域資源の活用と水産業・漁村の多面的機能の発揮

ア 都市住民等との交流等による漁村の活力の増進

- ・ 水産物のみならず景観や伝統行事等の漁村の豊かな地域資源を活用し、その地域を特徴づける様々な取組を推進し、所得と雇用を確保。
- ・ 漁業者の海洋性レクリエーション活動への関与、地域のルールづくりへの参画を推進。
- ・ 漁村側の体制整備による魅力の増大と的確な情報発信を促進。
- ・ 子ども達を漁村に滞在させる取組を促進するため、ソフト面、ハード面での受入れ体制の一層の整備を推進。
- ・ 都市部と比較して立ち後れた生活基盤の整備を推進。

イ 漁業と海洋性レクリエーションとの調和がとれた海面利用の促進

- ・ 都道府県が設置する海面利用協議会等を活用し、円滑な漁場利用に向けたルール策定のための当事者間の話合いの場づくりを推進。
- ・ 漁業と海洋性レクリエーションの共存を目指すため、遊漁者等に対し水産行政への理解と協力を積極的に求めるとともに、遊漁者等による水産資源の適切な管理や漁場環境の保全等の取組を促進。

ウ 多面的機能の発揮の促進

- ・ 物質循環の補完、国民の生命財産保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に関し、関係省庁が連携して総合的に支援。

8 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実

(1) 水産業の未来を切り拓く新技術の開発及び普及

- ・ 国、水産総合研究センターをはじめとする独立行政法人、都道府県の試験研究機関、大学、民間企業等による産学官連携を図りつつ、水産業をめぐる課題の解決に資する調査・研究、技術開発及びその普及について、以下の課題に重点化しつつ戦略的、効果的、効率的に推進。
 - ① 資源管理の推進に関する研究・技術開発
 - ② 水産資源の造成、漁場環境保全など漁業振興のための研究・技術開発
 - ③ 持続的な養殖に関する研究・技術開発
 - ④ 安全な水産物の安定供給に関する研究・技術開発
 - ⑤ 効率的な漁業の確立、漁船の安全性の確保に関する研究・技術開発

(2) 海洋モニタリング等の基礎的な調査・研究の着実な実施

- ・ 水産に関する新技術開発の基礎となる、
 - ① 水産生物に含まれる放射性物質の調査を含めた海洋モニタリング調査
 - ② 水産生物の遺伝資源の収集管理を着実に推進。

9 水産関係団体の再編整備等

(1) 漁業協同組合系統の再編整備

- ・ 漁業者の期待に応えられる漁協となるため、販売事業の強化や信用事業の健全・効率化、経営不振漁協による再建計画の実施など、組織再編を含め自主的な経営・事業改革を促進。
- ・ 漁協組織の経営、事業運営を担う役職員の人材を育成。
- ・ コンプライアンスの確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法律に基づく指導・監督を適時適切に国や地方公共団体が実施。

(2) 漁業保険団体の事業基盤の確保

- ・ 漁業保険団体については、東日本大震災による多額の保険金等の支払いの影響や今後の漁船隻数の動向等を踏まえ、今後とも漁業者のセーフティネットとしての保険制度が適切に運営されるよう、団体の再編等により事業基盤の確保に取組。

第3 水産物の自給率目標

1 自給率目標の達成に向けたこれまでの取組の検証

(1) 魚介類

- ・ 生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があったことから、結果である自給率の数値のみが上昇傾向となったが、魚介類の生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況。

(2) 海藻類

- ・ 生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があったことから、結果である自給率の数値のみが上昇傾向となったが、海藻類の生産量の目標と消費量の目標は達成できていない状況。

2 自給率目標の考え方

- ・ 水産物の自給率は、我が国の漁業生産が国民の水産物消費にどの程度対応しているかを評価する上で端的で分かりやすい指標であるものの、生産量の減少の程度を上回る消費量の減少があれば上昇するなど、その数値自体が施策目標の達成の度合いを表すものではない。
- ・ このことを踏まえ、本計画における水産物の自給率目標は、
 - ① 世界的に水産物の総需要量が増加し、輸入が不安定にあることが見込まれる中、生産と消費の両面で、我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みを持続可能な形でフル活用していくことを基本として、
 - ② 近年の水産物の生産及び消費のすう勢を踏まえて、実現可能と見込まれる生産目標と消費目標を設定し、
 - ③ これらの目標を達成した場合に得られる自給率の数値により設定

3 漁業生産及び水産物消費に関する課題

(1) 漁業生産に関する課題

- ・ 漁業生産に関し、漁業者その他の関係者は、新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化、多様な経営発展による活力ある生産構造の確立に積極的に取り組み、次のような沿岸漁業、沖合・遠洋漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業ごとの将来方向の実現を目指すことが必要。
 - ①沿岸漁業
 - ・ 意欲ある漁業者は、競争力と環境変化への適応力のある漁業経営を実現
 - ・ 自給的漁業者、退職者は兼業や加工等と合わせて一定の所得を確保
 - ・ 地域内で機能分担や棲み分け
 - ・ 地先の資源管理や生態系（里海）保全に貢献
 - ②沖合・遠洋漁業
 - ・ 資源状況に応じた適切な漁業管理と混獲等への配慮
 - ・ 収益性の高い効率的な経営と高船齢漁船の更新の実現
 - ・ 労働居住環境に優れた漁船による操業
 - ・ 漁場・資源利用における関係漁業の調和的な共存
 - ・ 諸外国の排他的経済水域への安定的な入域
 - ③海面養殖業

- ・天然資源や漁場環境への負荷の少ない養殖の実現
- ・消費者から信頼される質の高い養殖生産の実現
- ・安定的な生産と収益性の高い効率的な経営の実現

④内水面漁業・養殖業

- ・外来種・カワウ等による被害の低減
- ・各河川の遺伝的多様性を維持した増殖の実現
- ・天然資源や漁場環境への負荷の少ない養殖の実現
- ・また、「安全・安心」など消費者ニーズに即した水産物の供給に積極的に取り組む必要

(2) 水産物消費に関する課題

- ・水産物消費に関し、消費者その他の関係者は、魚介類の栄養特性を理解し、他の食品との組み合わせによって、食生活における適正な栄養バランスを実現する必要。
- ・また、世界で有数の優良漁場である我が国周辺水域に生息する豊富な水産資源は、将来にわたり自前で調達し供給可能な動物性タンパク源。このようなせっかくの「身近な自然の恵み」が、魚離れによって十分に利用できなくなるとすれば、水産業の発展のみならず、食料の安定供給面からも大きな損失となることについて理解を深める必要。

4 自給率目標の基礎となる生産及び消費の目標の考え方

(1) 魚介類

- ・生産量については、これまでのすう勢に基づくと、平成22年度の409万トン（食用）、474万トン（全体）が平成34年度においては384万トン（食用）、440万トン（全体）まで減少。
- ・本計画においては、目標年度の平成34年度において、生産量を前基本計画を策定した平成17年度水準に回復させることを目指し、平成17年度水準の449万トン（食用）、515万トン（全体）を生産目標に設定。
- ・消費量については、これまでのすう勢に基づくと、平成22年度の食用魚介類の消費量人口1人当たり29.5kgが、平成34年度においては23.3kg／人年まで減少。
- ・本計画においては、目標年度の平成34年度において、人口1人当たりの消費量を現状程度に維持することを目指し、平成22年度水準の29.5kg／人年を消費目標に設定。

単位：万トン

		現 状 (H22現状値)	すう勢 (H34)	次期基本計画 (H34目標)
魚介類 (食用)	生産目標	409	384	449 (H17水準)
	消費目標	680 (29.5kg/人年)	509 (23.3kg/人年)	646 (29.5kg/人年)
魚介類 (全体)	生産目標	474	440	515 (H17水準)
	消費目標	886	716	853

(2) 海藻類

- 生産量については、これまでのすう勢に基づく、平成22年度の53万トンが平成34年度においては47万トンまで減少。
- 本計画においては、平成23年度から導入された資源管理・漁業所得補償対策において適正養殖可能数量の設定による持続的な養殖を目指すこととしていることから、目標年度の平成34年度において、生産量を現状程度に維持することを目指し、平成22年度水準の53万トン生産目標に設定。
- 消費量については、これまでのすう勢に基づく、平成22年度の実消費人口1人当たり1.0kgが、平成34年度においては0.8kg/人年まで減少。
- 本計画においては、目標年度の平成34年度において、人口1人当たりの消費量を現状程度に維持することを目指し、平成22年度水準の1.0kg/人年を消費目標に設定。

単位：万トン

		現 状 (H22現状値)	すう勢 (H34)	次期基本計画 (H34目標)
海藻類	生産目標	53	47	53
	消費目標	76 (1.0kg/人年)	65 (0.8kg/人年)	73 (1.0kg/人年)

5 平成34年度の自給率目標

	現状 (H22概算値)	現行基本計画 (H29目標)	次期基本計画 (H34目標)
魚介類 (食用)	60%	65%	70%
魚介類 (全体)	54%	56%	60%
海藻類	70%	70%	73%

第4 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1 東日本大震災の経験を踏まえた施策の展開
 - ・ 漁業と水産流通業、水産加工業、製氷業、冷凍冷蔵業等の水産関連産業との一体的な発展の確保、漁業地域の防災力の強化など、東日本大震災の経験を被災地以外の地域における水産に関する施策においても積極的に反映。
- 2 関係省庁の連携による施策の効率的な推進
 - ・ 水産は、漁業のほか、多様な分野の関連産業により成り立っていることから、関係する省庁が連携を密にして計画的に事業を実施するとともに、施策間の連携を強化することにより各分野の施策の相乗効果の発揮に向け努力。
- 3 現場のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
 - ・ 水産業・漁村に対する消費者・国民のニーズを的確に捉えた上で、消費者・国民の視点を踏まえた公益的な観点から施策を展開。
- 4 事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
 - ・ 官と民、国と地方の役割分担の明確化と適切な連携の確保を図りつつ、漁業者等の事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮をより一層促進。このため、事業者や産地の主体的な取組を重点的に支援するとともに、規制の必要性・合理性について検証し、不断の見直しを実施。
- 5 財政措置の効率的かつ重点的な運用
 - ・ 厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用するため、財政措置の効率的かつ重点的な運用を推進。
 - ・ また、施策の実施状況や水産業を取り巻く状況の変化に照らし、施策内容を機動的に見直し、翌年度以降の施策の改善に反映。